

# 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議

日時 平成18年12月15日(金)午後2時  
場所 花巻市生涯学園都市会館 3階 第1会議室

辞令交付

## 次 第

- 1 開 会
- 2 あいさつ
- 3 説 明  
まちづくり基本条例検討市民会議の役割について
- 4 講 演  
講師 岩手県立大学総合政策学部 高橋秀行 教授  
演題 「なぜ、まちづくり基本条例が必要か」
- 5 委員紹介
- 6 委員長及び副委員長選出
- 7 協 議  
市民会議の進め方について
- 8 閉 会

---

### 配布資料

- |                             |      |
|-----------------------------|------|
| 1 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議委員名簿    | 資料 1 |
| 2 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議設置要綱    | 資料 2 |
| 3 まちづくり基本条例の制定に関する基本的事項について | 資料 3 |
| 4 第2回市民会議について(案)            | 資料 4 |

## 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議委員名簿

NO	区 分	氏 名	所 属 団 体 等
1	第1号委員	大原 範子	社会福祉法人 花巻市社会福祉協議会石鳥谷支所長
2	公共的団体 から推薦さ れた者	塚澤 晋	社団法人 花巻青年会議所理事長
3		藤本 一廣	花巻市PTA連合会会長
4		宮森 祐昭	花巻市区長会副会長
5		第2号委員	岩淵 満智子
6	知識経験を 有する者	高橋 志郎	大迫地域協議会委員
7		中村 順子	石鳥谷地域協議会副会長
8		猿舘 祐子	東和地域協議会委員
9		第3号委員	阿部 善郎
10	公募による 者	板垣 武美	公募
11		葛尾 正宏	公募
12		熊谷 裕子	公募
13		佐々木 克広	公募
14		佐藤 豪	公募
15		佐藤 建	公募
16		清水 良彦	公募
17		高橋 岳志	公募
18		林 正文	公募
19		丸山 暁	公募
20		渡辺 矩夫	公募

平成18年10月23日

告示第603号

## 花巻市まちづくり基本条例検討市民会議設置要綱

(設置)

第1条 花巻市まちづくり基本条例の制定にあたり、広く市民の意見や考えを反映するため、花巻市まちづくり基本条例検討市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 市民会議は、花巻市まちづくり基本条例に盛り込むべき内容等について、まちづくり基本条例検討職員プロジェクトチームとの調整を図りつつ、市民の立場から検討を行う。

2 検討した内容等については、市長に提言する。

(組織)

第3条 市民会議は、次の委員をもって組織する。

- (1) 公共的団体から推薦された者
- (2) 知識経験を有する者
- (3) 市民からの公募による者 10人程度

(任期)

第4条 委員の任期は、委員委嘱の日から市長への提言が完了する日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 市民会議に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 市民会議の会議は、委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明を求め、又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 委員会の庶務は、政策企画部地域振興課において処理する。

(補則)

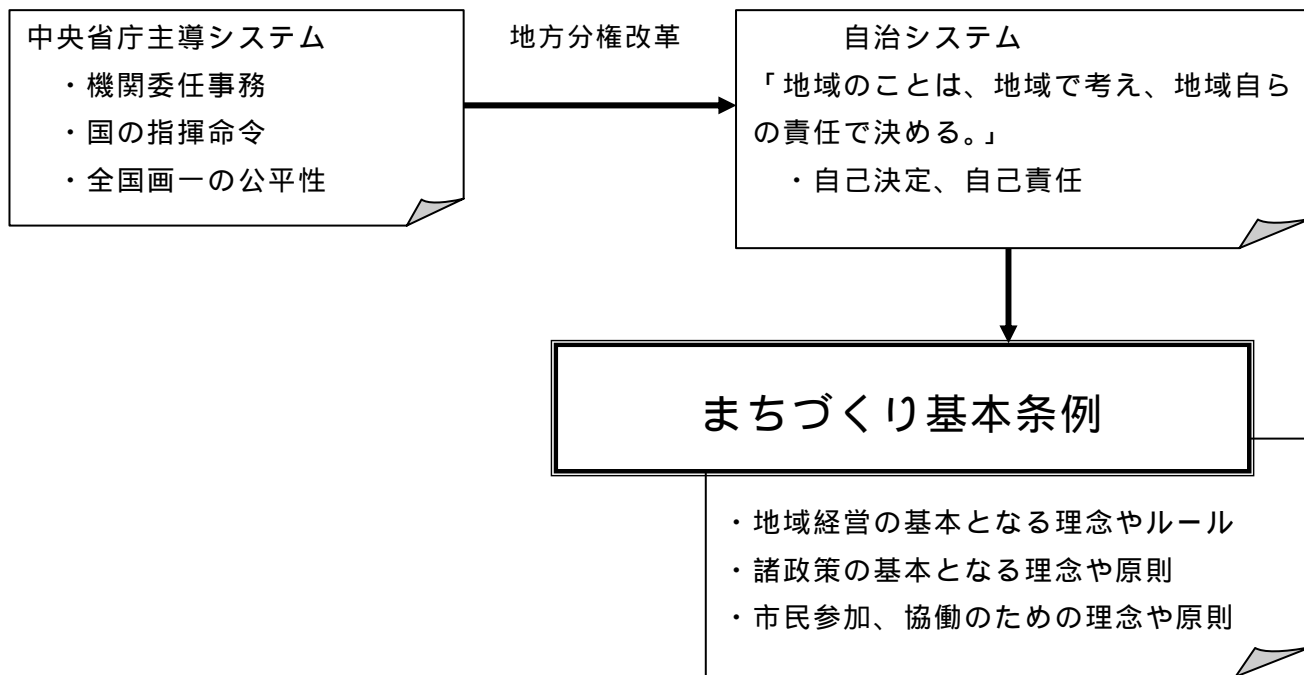
第8条 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関して必要な事項は、委員長が市民会議に諮って定める。

附 則

この告示は、平成18年10月23日から施行する。

# まちづくり基本条例制定に関する基本的事項について

## 第1 まちづくり基本条例の背景（地方分権の進展）について



## 第2 条例の位置付けについて

### 1 一般的な定義

- ✚ 住民による自治体行政、議会の役割、住民自身の責務と権利の定義
- ✚ 自治体の地方自治の（住民自治、団体自治）の基本的なあり方について規定し、かつ、その自治体における自治体法体系の頂点に位置付けられる条例

住民自治：住民の参加によって自治体運営されるということ。  
 団体自治：地方自治が住民から負託を受けた地方自治体の責任において運営されるということ。

### 2 条例の規定事項

- (1) 自治の基本理念やビジョンの定義
- (2) 自治の実現にとって重要な市民の権利や責務を規定
- (3) 自治（まち）をつくるための制度や仕組みを規定
- (4) 行政・議会の組織・運営・活動に関する基本的事項を規定
- (5) 自治体の最高規範として、他の条例や計画などの立法指針、解釈指針を規定

### 第3 花巻市における「まちづくり基本条例」の制定について

#### 1 制定時期

平成19年度内

#### 2 条例に関する基本事項

(1) 自治体運営を支える最も基本的な理念や仕組みを定める。

市の憲法としての最高規範性をもつもの

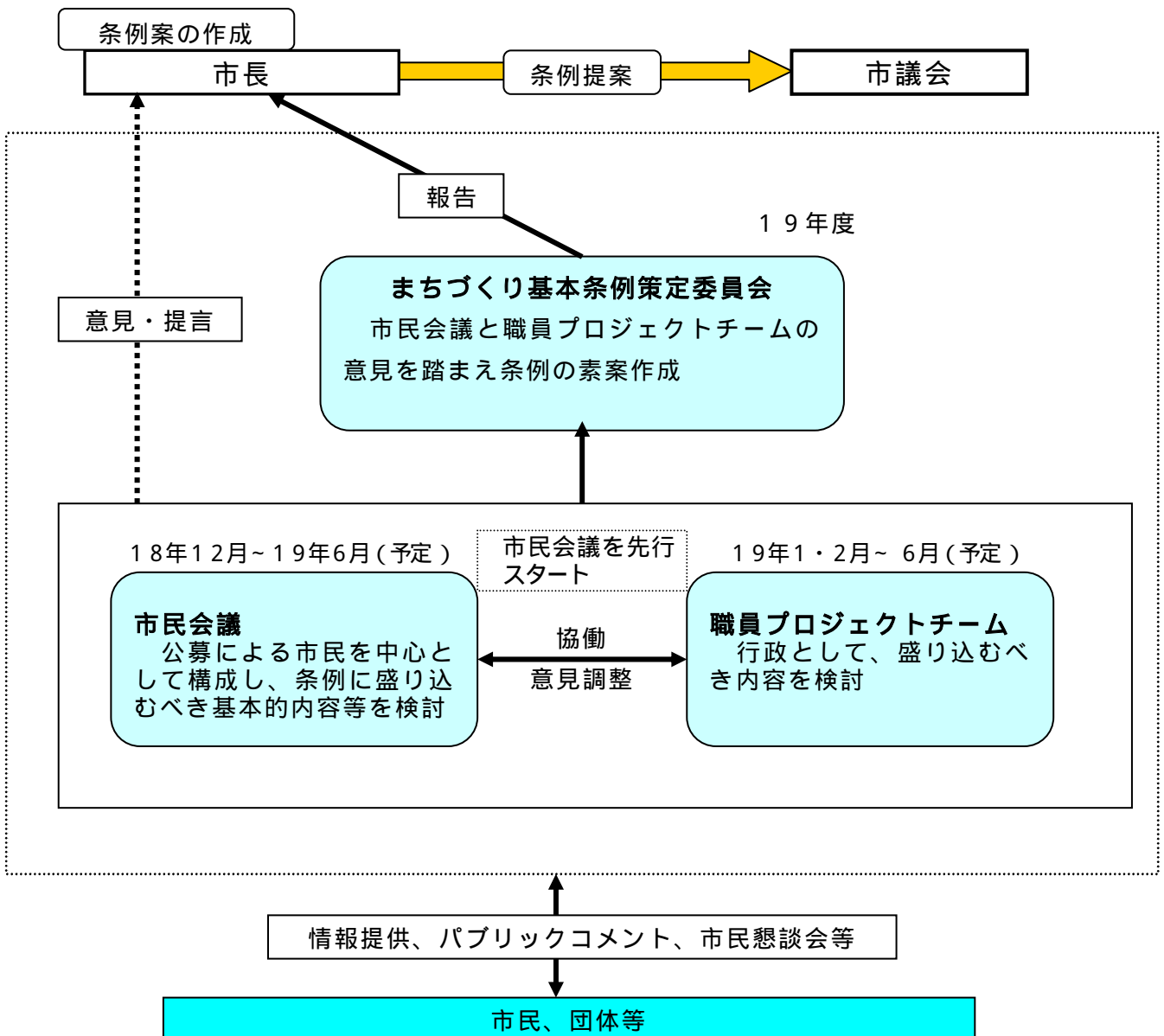
(2) 市民と自治体との協働の推進

市民の「参加」「協働」の原則

(3) 市民の参加及び意見を取り入れながらの条例づくり

市民会議、懇談会、パブリックコメント等

#### 3 検討イメージ



## 第2回市民会議について（案）

市民会議では、市民が主体となって意見を交わしていただき、行政は裏方として皆さんが意見を出しやすい環境づくりをしていきたいと考えています。

このため、市長への提言内容や市民会議の運営方法については、皆さんで決めていただきたいと思いますが、そのためには、ある程度の共通理解が必要との考えから、第2回市民会議について、次のとおり「学習会」の開催を提案させていただきます。

日 時 平成 18 年 12 月 27 日（水）午後 2 時  
 場 所 石鳥谷総合支所  
 内 容 まちづくり基本条例（自治基本条例）の内容について  
 ～ 先行制定自治体の条例から ～

	自治体名	施行日	施行日	備 考
1	ニセコ町(北海道)	まちづくり基本条例	平成 13 年 4 月 1 日	17.12.19 改正
2	多摩市(東京都)	自治基本条例	平成 16 年 8 月 1 日	
3	草加市(埼玉県)	みんなでまちづくり自治基本条例	平成 16 年 10 月 1 日	
4	伊賀市(三重県)	自治基本条例	平成 16 年 12 月 24 日	
5	久喜市(埼玉県)	自治基本条例	平成 17 年 3 月 1 日	
6	大和市(神奈川県)	自治基本条例	平成 17 年 4 月 1 日	
7	八戸市(青森県)	協働のまちづくり基本条例	平成 17 年 4 月 1 日	
8	岸和田市(大阪府)	自治基本条例	平成 17 年 8 月 1 日	
9	三鷹市(東京都)	自治基本条例	平成 18 年 4 月 1 日	
10	日進市(愛知県)	自治基本条例(案)		制定中

## 市民会議開催スケジュール（案）

	日 時	会 場	内 容
第 1 回	平成 18 年 12月 15日(金) 14:00 ~	まなび学園	・まちづくり基本条例制定に関する基本的事項の確認 ・講演(県立大学高橋教授) ・今後のすすめ方について 等
第 2 回	12月 27日(水)	石鳥谷総合支所	学習会 まちづくり基本条例(自治基本条例)の内容について ～ 先行制定自治体の条例から～
第 3 回	平成 19 年 1月 10日(水)		
第 4 回	1月 31日(水)		
第 5 回	2月 21日(水)		
第 6 回	3月 9日(金)		
第 7 回	3月 28日(水)		
第 8 回			
第 9 回			
第 10 回			